

フレッツ光対応接続サービス利用規約

2016.9.1

第1章 総則

第1条(概要)

フレッツ光対応接続サービスは、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」といいます)が提供する IP 接続サービス「フレッツ光」に対応したサービス(以下「本サービス」といいます)です。そのため、本サービスの仕様につきましては、余儀なく変更されることがあります。

第2条(規約の変更)

当社は契約者の承諾を得ることなくフレッツ光対応接続サービス利用規約(以下「規約」といいます)を変更することがあります。その場合には、当社所定の方法により契約者に通知するものとし、料金その他提供条件は変更後の規約によるものとします。

第3条(提供区域)

本サービスの提供区域は、別表に定めるものとします。

第4条(対象)

本サービスは、以下の条件を満たす方が対象となります。
 (1)NTT東日本が提供するIP接続サービス「フレッツ光」の利用者または利用申込者。
 (2)「TSOCom.net for Business サーバホスティングサービス」(以下「サーバホスティングサービス」といいます)のご契約者、あるいは「TSOCom.net for Business IP 接続サービス」(以下「IP 接続サービス」といいます)のご契約者。

第5条(申込)

本サービスの申込は当社所定の手続きに従うものとします。

第6条(契約の成立)

1. 本サービスの利用契約(以下「本サービス契約」といいます)は、フレッツ光の利用申込がNTT東日本により承諾され、かつ、前条所定の申込を当社が承諾したときに成立します。
 2. 当社は、次の場合には、本サービス契約の申込を承諾しないことがあります。また、当社は、本サービス契約成立後であっても、次の各号の一に該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて通知することにより、本サービス契約を解除することができるものとします。
 (1)NTT東日本のフレッツ光の提供契約が解除その他理由のいかんを問わず終了した場合
 (2)本サービス契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 (3)その他本サービス契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

第7条(サービスの提供停止)

1. 本サービスは規約等に定める以外に、下記の事由によりサービスを停止することがあります。
 (1)NTT東日本が本サービスの提供に必要となるサービスを停止、中止又は制限した場合。
 (2)その他当社が必要と判断した場合
 2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは契約者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法で通知します。

第8条(本サービスの変更または廃止)

1. 当社は予告なく本サービスの内容の一部もしくは全部を変更、追加及び廃止することができるものとします。
 2. 当社は、前項による本サービス内容の一部もしくは全部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

第9条(本サービスの終了)

1. 以下の場合、本サービスは終了します。
 (1)NTT東日本のフレッツ光が終了した場合
 (2)技術的問題で本サービスを継続することが困難な場合
 (3)サーバホスティングサービスの契約者、あるいは IP 接続サービスの契約者でなくなった場合
 (4)移転等により、NTT東日本のフレッツ光が利用できなくなった場合、もしくは第3条に定める当社の提供区域外になった場合
 2. 本サービスが前項第1号、第2号の規定により終了する場合には、当社は事前に本サービス利用者に対し当社の定める方法で通知します。
 3. 本サービスが第1項第3号、第4号の規定により終了する場合には、他のサービスへの移行および本サービスの解約は自らの責において行うものとします。

第10条(サービス種別)

本サービス種別は、以下の通りです。

サービス種別	サービス品目	内 容
フレッツ光 対応接続 サービス (IP固定タイプ)	スタンダード	NTT東日本の「Bフレッツ ニューファミリータイプ」、「Bフレッツ ベーシックタイプ」、「光ネクスト ファミリータイプ」、「光ネクスト マンションタイプ」、「光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ」、「光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ」、「光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ」、「光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ」、「光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ」及び「光ネクスト マンション・ギガラインタイプ」に対応したサービスになります。固定グローバルIPアドレスが1個付与されます。
	Business	NTT東日本の「Bフレッツ ビジネスタイプ」、「光ネクスト ビジネスタイプ」、「光ネクスト ファミリータイプ」、「光ネクスト マンションタイプ」、「光ネクスト プライオ10」及び「光ネクスト プライオ11」に対応したサービスになります。固定グローバルIPアドレスが1個付与されます。
IPアドレス アップグレード ※1	8個	8個の固定グローバルIPアドレスが付与されます。
	16個	16個の固定グローバルIPアドレスが付与されます。
	32個	32個の固定グローバルIPアドレスが付与されます。
	64個	64個の固定グローバルIPアドレスが付与されます。
	128個	128個の固定グローバルIPアドレスが付与されます。

※1 IPアドレスアップグレードは、フレッツ光対応接続サービス(IP固定タイプ)のオプションサービスとして申し込むことが可能です。

サービス種別	サービス品目	内 容
フレッツ光 対応接続サービス (オプションタイプ)	スタンダード	forBusinessホスティングサービスのご契約者様において、オプションで以下いずれかの回線をオプションでご利用いただくサービスとなります。NTT東日本「Bフレッツ ニューファミリータイプ」、「Bフレッツ ベーシックタイプ」、「光ネクスト ファミリータイプ」、「光ネクスト マンションタイプ」、「光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ」、「光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ」、「光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ」、「光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ」、「光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ」及び「光ネクスト マンション・ギガラインタイプ」に対応したサービスになります。固定グローバルIPアドレスが1個付与されます。オプションタイプでは、IPアドレスアップグレードは利用不可とします。

第2章 フレッツ光対応接続サービス(IP固定タイプ)

第11条(契約の期間)

フレッツ光対応接続サービス(IP 固定タイプ)の契約期間は、当社が通知した利用開始日(以下「利用開始日」といいます)から1年間とし、契約期間満了の時点で、当社または契約者から、IP 接続サービスの契約約款 第20条(契約者が行う利用契約の解約・解除)により、継続しない意思表示がない場合、利用契約は1年間自動継続され、以後この例によります。

第12条(最低利用期間)

フレッツ光対応接続サービス(IP 固定タイプ)の最低利用期間は、第11条(契約の期間)に規定する利用開始日から1年間とします。

第13条(利用の態様の制限)

1. フレッツ光対応接続サービス(IP 固定タイプ)において、当該サービスに関して使用するインターネットアドレスについては当社が指定するもののみとし、ドメイン名については当社が指定するものもしくは契約者が取得し、当社が承認したものとします。
 2. 契約者は、前項に基づき指定もしくは取得されたもの以外のドメイン名あるいはインターネットアドレスを使用してインターネットサービスを利用することは不可とします。

第14条(オプション IP アドレスアップグレードの態様の制限)

1. フレッツ光対応接続サービス(IP 固定タイプ)については、オプションサービスとして当社から割り当てた IP アドレスを追加することが可能です。
 2. オプションサービスを利用して IP アドレスを追加する場合、当社は技術上の問題がある場合において、既に割り当てた IP アドレスを変更することがあります。
 3. オプションサービスを利用して IP アドレスを追加する場合、当社は契約者に対して IP アドレスの利用予定の提出を求めることができるものとします。
 4. 当社は契約者の IP アドレス利用状況を確認できるものとし、前項に定める IP アドレスの利用予定を元に一定期間利用が無い場合は、契約者に対し IP アドレスの一部について返却を求めることができるものとします。

第3章 フレッツ光対応接続サービス(オプションタイプ)

第15条(最低利用期間)

フレッツ光対応接続サービス(オプションタイプ)の最低利用期間は、当社が通知した利用開始日から3ヶ月間とします。

第16条(フレッツ光対応接続サービス(オプションタイプ)の利用の態様の制限)

1. フレッツ光対応接続サービス(オプションタイプ)において、利用契約が成立した場合、本サービスを利用するための番号(以下「ID」といいます。))およびパスワードを発行し、当社に定めた方法により、その内容を通知します。
 2. 契約者は利用契約を解約または解除する場合、解約日、解除日までに、当社から発行された ID およびパスワードを当社に返還するものとします。
 3. 当該サービスは、サーバホスティングサービスへのオプションサービスとして申込みことができ、当該サービス単独での申込みは不可とします。
 4. 当該サービスは、サーバホスティングサービスへのご契約者でなくなった場合、終了いたします。

第4章 雑則

第17条(料金)

本サービスの料金は、以下の項目からなり、詳細については別表に定めた額とします。

区分	内 容
初期費用	当社に本サービス契約の申込をし、その承諾を受けたときは、当社に初期費用を支払うものとします。
工事費用	契約者は、当社に契約者回線に係る終端の場所の変更の届出、本サービス契約の解除等により必要となる工事の申込を行い、その承諾を受けたときは、当社に工事費用を支払うものとします。
月額費用	本サービスの契約者は、本サービス契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始し、毎月1日から当月末日までの1ヶ月分を月額として算定して、当社に利用料金の支払いを要します。
その他料金	上記各号所定の料金は具体的な額は、別表によるものとします。

本規約は、2002年2月1日から施行します。
 本規約は、2002年11月1日から改訂施行します。
 本規約は、2003年2月1日から改訂施行します。
 本規約は、2003年6月1日から改訂施行します。
 本規約は、2004年4月1日から改訂施行します。
 本規約は、2005年4月1日から改訂施行します。
 本規約は、2010年9月1日から改訂施行します。
 本規約は、2014年4月1日から改訂施行します。
 本規約は、2016年9月1日から改訂施行します。

別表 フレッツ光対応接続サービス 料金表

1.適用

この別表に記載する料金額には、消費税等相当額が含まれておりません。

2.料金

サービス種別	サービス品目	内 訳	価格
フレッツ光 対応接続サービス (IP固定タイプ)	スタンダード	初期費用	20,000円
		月額費用	10,000円
	Business	初期費用	20,000円
		月額費用	80,000円
IPアドレス アップグレード	8個	月額費用	20,000円
	16個	月額費用	30,000円
	32個	月額費用	40,000円

	64個	月額費用	50,000円
	128個	月額費用	60,000円

サービス種別	サービス品目	内 訳	価格
フレッツ光 対応接続サービス (オプションタイプ)	スタンダード	初期費用	10,000円
		月額費用	5,000円

3.提供区域

提供区域	NTT 東日本による「IP 通信網サービス契約約款」で定める区域。 ただし、「光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ」、「光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ」、「光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ」、「光ネクスト マンション・ギガラインタイプ」、「光ネクスト プライオ10」及び「光ネクスト プライオ1」への対応は、東京都内、神奈川県内に限定されます。
------	--

※詳しくは NTT 東日本にお問い合わせください。